

21 子育て支援環境の整備

【基本的考え方】

乳幼児を連れた者が、外出の際に困ることのひとつは、便所と並んで、授乳の場所である。ベビー休憩室や遊び場を設けることは外出支援につながる。授乳室は、なるべく独立した部屋を設け、ベビーベッド、授乳用の椅子、手洗い器、給湯器、汚物入れ等必要な設備を適切な場所に設けるとともに、搾乳が必要な人も気兼ねなく利用できるよう整備することも大切である。また、子育てをするのは女性だけではないので、便所など男女別になっている場所には、それぞれにベビーベッドやベビーチェアを設ける。なお、乳幼児を連れた者は、ベビーカーを使用したり、大きな荷物を持っていたりすることが多いので、ベビーカーを置くスペースや、荷物台等を設けると使いやすい。

基準では、「3 廊下等」で授乳及びおむつ交換のできる場所の設置、「8 便所」でベビーチェアやベビーベッド等の設置について整備基準で規定しているが、基準の解説については、本項目を参照する。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
(授乳及びおむつ交換ができる場所)

スペース	●授乳及びおむつ替えができる場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。 ●ベビーベッドや椅子は、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。授乳スペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。	→【図 21-1】 【図 21-2】
表示	●授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、分かりやすい案内標示を行う。 ●案内板等に、授乳及びおむつ替えができる場所の位置を表示する。	→【図 21-7】
その他の注意事項	●個室となる場合は、防犯面にも留意する。	

(ベビーチェア、ベビーベッド)

ベビーチェア	●ベビーチェアは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備である。 ●ベビーチェアは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。 ●便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに1以上設置する必要がある。 ●車椅子使用者用便房内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。	→【図 21-4】 →【図 21-3】
ベビーベッド	●便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに1以上設置する必要がある。 ●乳幼児を連れた者の利用が特に多い建築物については、便房外に設けたほうが、便所の混み具合に左右されないため効率的であり、利用しやすい。 ●ベビーベッドには、転落防止のため固定用ベルトを設ける。また必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなどの注意喚起をする。 ●車椅子使用者用便房内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。	→【図 21-3】

表示	●ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備及びベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、分かりやすい案内標示を行う。 ●案内板等に、ベビーチェアやベビーベッドを設置した便所の位置を表示する。	→【図 21-7】
----	--	-----------

(その他)

プレイコーナー	◇子どもが飽きずに楽しめるようなプレイコーナーをサービス店舗や官公庁のカウンター付近に設ける。 ◇プレイコーナーがあると、子どもをベビーカーや抱っこ等から開放でき、乳児を寝かせたり、ハイハイさせたりすることができる。	→【図 21-8】
観覧席	◇乳幼児を連れた者が音楽鑑賞や観劇を楽しめるように、親子観覧席を設ける。 ◇小さい子どもでも舞台が見えるよう、かさ上げできるものを用意する。	→【図 21-9】
その他の配慮事項	◇乳幼児を連れた者はベビーカーを使用することが多いので、飲食店やサービス店舗などにはベビーカー置場を設ける。 ◇ベビーカーは双子用など幅の広い形もあるので、通路幅を「3 廊下等」の望ましい整備である 180cm 以上確保する。 ◇飲食店等では、乳幼児を座らせることができる高めの椅子を用意する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備
(授乳及びおむつ交換ができる場所)

おむつ交換場所	◎おむつ交換台の下部又は付近には、荷物棚を設ける。また、ベビーカーを収納できるスペースを設ける。 ◎おむつ交換台は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、シートの高さが低いものを設ける。 ◎大きめのおむつ用汚物入れを設け、利用者が子どもから離れずにすむようにベッドの近くに設置する。	
授乳スペース	☆人目を気にせず母乳をあげられるように、専用の授乳室を設け、入口には「授乳室（授乳スペース）」である旨を標示する。また、哺乳びんでの授乳にも利用できるよう、男女共用の授乳スペースを設ける。 ◎授乳用の椅子は、体勢が安定する背もたれ付きのものとする。	
設備	◎手洗器、哺乳びんの洗浄用の流し台、調乳用の給湯器を設ける。 ◎利用者が乳幼児に離乳食をあげる時、乳幼児を座らせることができる高めの椅子と、保護者用の椅子を設ける。	
搾乳スペース	☆出産した女性が安心して外出や働き続けることができるよう、搾乳室を設ける。専用の個室の設置が難しい場合でも、女性用休養室等の一画にパーティションやカーテンで仕切った搾乳スペースを設ける等、衛生面やプライバシーに配慮する。 ☆搾乳時に座る椅子や、搾乳器、保存容器などを置ける机や台、冷凍庫を設ける。	
その他の注意事項	◎ベビー休憩室を利用する際、同伴者が休憩できるように、入口に近い位置に休憩できる椅子を設置する。また、哺乳瓶による授乳のための椅子として利用できる構造とする。	

